

国立大学法人滋賀医科大学外国人教師就業規則

平成16年4月1日制 定

平成26年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づく、外国人教師の就業に関する事項は、この就業規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における外国人教師とは、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）において外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、本学が1年以内の契約期間を定め雇用する常時勤務の教職員。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 本学及び外国人教師は、それぞれの立場で誠実にこの規則を遵守し、その実行に努めなければならない。

(採用)

第5条 外国人教師の採用は、選考による。

(契約の締結)

第6条 外国人教師の雇用に当たっては、書面により契約を締結するものとする。

(雇用期間)

第7条 外国人教師の雇用期間は、1年を超えないものとし、会計年度の中途で雇用する場合はその終期を当該年度の末日とする。

2 前項の雇用期間は、必要に応じて更新することができる。

3 学長は、雇用契約を更新しない場合には、少なくとも当該雇用期間の満了する日の30日前までに、その旨を外国人教師に予告しなければならない。

(退職)

第8条 外国人教師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職により、外国人教師としての身分を失う。

- 一 雇用期間が満了した場合
- 二 自己都合により退職を願い出た場合
- 三 死亡した場合

2 退職を願い出た外国人教師が教職員就業規則第40条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続き中である場合は前項第2号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

（自己都合による退職手続）

第9条 外国人教師は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、これにより難い場合は14日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。

2 外国人教師は、退職願の提出後も、退職するまでの間は、従来職務に従事しなければならない。

（給与）

第10条 外国人教師の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 2 前項の諸手当は、地域手当、通勤手当、入試業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 3 給与等の決定について必要な事項は、別に定める国立大学法人滋賀医科大学外国人教師に関する規程（以下「規程」という。）による。

（給与の支払）

第11条 外国人教師の給与は、その全額を通貨で、直接に支払うものとする。ただし、法令等に基づき外国人教師の給与から控除すべき金額がある場合には、その外国人教師に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 外国人教師が給与の全額又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（給与の支給日）

第12条 基本給、地域手当及び通勤手当は、毎月21日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 前二項の規定により給与を支給する場合において、当該月の21日（期末手当及び勤勉手当にあつては、6月30日及び12月10日。以下「支給定日」という。）が第1

8条第1号から第4号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以後の最初の休業日でない日））に支給する。

（退職手当）

第13条 外国人教師が退職し、又は解雇された場合に退職手当を支給する。ただし、外国人教師が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当を支給しない。

- 一 勤続期間が3年未満で退職（死亡による退職を除く。）した場合
- 二 教職員就業規則第41条第1項第5号の規定を準用して懲戒解雇された場合
- 三 外国人教師を退職し、退職の日またはその翌日に再び外国人教師となった場合

2 前項に規定するもののほか、外国人教師の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人滋賀医科大学外国人教師退職手当規程による。

（労働義務及び誠実義務）

第14条 外国人教師は、学長及び上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序の維持に努めなければならない。

（勤務時間）

第15条 外国人教師の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、7時間45分とする。

（始業及び終業の時刻）

第16条 外国人教師の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- 一 始業時間 午前8時30分
- 二 終業時間 午後5時15分

（休憩時間）

第17条 外国人教師の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

（休日）

第18条 外国人教師の休日は、次に掲げる日とする。

- 一 外国人教師の週休日は、日曜日及び土曜日とする。
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前各号に

該当する休日を除く。)

三 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前各号に該当する休日を除く。)

四 その他大学が特に指定する日

(勤務時間等に関する必要な事項)

第19条 第18条から前条までに定めるもののほか、外国人教師の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人滋賀医科大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程を準用する。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。